

## 水稻生産実施計画書 兼 営農計画書 作成要領

本調査は、市内の水田の営農状況及び経営所得安定対策等交付金の申請ほ場の把握のために実施いたします。  
必要な事項が記載されない場合は、経営所得安定対策等交付金を受け取れない場合がありますので、作成にあたっては、必ず次の注意事項を確認のうえ記入いただきますようお願いいたします。  
全ての耕作者が提出いただきますようお願いいたします。

【注意事項】※水稻生産実施計画書 兼 営農計画書の（注〇）と照らし合わせて御確認ください。

令和8年産調査より事務手続きのデジタル化を推進するため、営農計画書をA1を用いて読み込みます。そのため、それぞれの枠から文字がはみ出ると読み込まできませんので、全て枠内に収まるよう記載してください。

令和8年度に耕作するほ場が記載されていない場合は、「(新) 地名・地番」、「作付面積」を記載のうえ、下記に記載する必要な事項を記入してください。

注1 電話番号は、日中に連絡が可能な連絡先を記載してください。なるべく携帯電話番号を記載してください。

注2 水田活用の直接支払交付金（以下、交付金。）の交付対象農地区分は次のとおりです。水田区分は盛岡市農業再生協議会が管理しておりますので、加除修正は不要です。

注3 地目は、登記地目を記載しております。交付金は「田：1」のみが、交付対象の圃場となります。

	水田区分	地目区分
交付対象	1	1 (田)
交付対象外	3、4、5、6、7、A、B、D、J、N、X、Y	2 (田以外)

注4 令和8年度に作付する作物を記載してください。別添「産地交付金対象作物一覧」を参照し、作付する作物を記載してください。

令和7年度と同じ作物を作付する場合は空欄のままにしてください。

米を作付する場合は「主食用水稻」と記載してください。何も作付しない場合は「自己保全管理」と記載してください。

なお、1つのほ場で複数の作物を作付する場合は、次のとおり記載してください。

①「土地利用型野菜一覧（単価 35,000 円/10a）」、「地域振興作物一覧（単価 35,000 円/10a）」に記載された作物を作付する場合：主に作付する作物名を記載してください。

②「地域振興作物一覧（単価 22,000 円/10a）」に記載された作物を作付する場合：混作やさい・混作果樹・混作花きと記載してください。

③「地域振興作物一覧（単価 22,000 円/10a）」、①の対象作物を作付する場合：印字された行に一方の作物を記載し、空白行に新たに「地名地番」、「作付面積」、もう一方の「作物名」を記載してください。  
産地交付金対象作物一覧に該当しない作物を作付する場合は「交付対象外作物」と記載してください。

注5 主食用米又は飼料用米を作付する場合は、品種を記入してください。

（経営所得安定対策等交付金申請予定者は裏面に続く）

これ以降の項目は経営所得安定対策等交付金の申請をされない方の記載は不要です。

注6 経営所得安定対策等交付金を申請する場合は、該当する箇所に「」を記入してください。

注7 収穫した作物をJA等へ出荷または、産直等で販売する場合は「」を記入してください。  
交付金については、出荷・販売することが交付の条件となります。

注8 収穫した作物を販売せず自家消費または無償譲渡する場合は「」を記入してください。  
自家消費等の場合は交付金の交付対象外となります。

注9 飼料作物の作付にあたり、耕畜連携に取組む場合は「」を記入してください。

耕畜連携実施の場合、戦略作物助成とは別に産地交付金13,000円/10aを追加で交付いたします。

畜産農家と耕種農家との連携による環境に優しい資源循環型農業の推進を図ることを目的とし、水田で耕作された飼料用作物の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥を活用すること。

【要件】 2トン/10a以上の堆肥の散布を要します。

イメージ

・飼料用作物を自家利用する場合

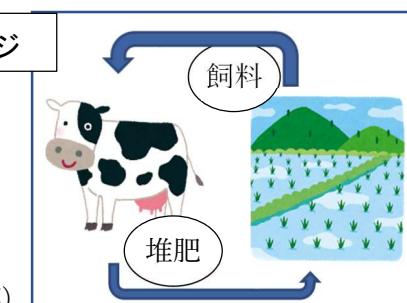
ア 作業日誌等により堆肥を活用したことの報告を要します。

・飼料用作物を他畜産農家へ供与する場合

ア 畜産農家と耕畜連携利用供給協定書を締結する必要が

あります。(提出済みの協定書が協定期間中の場合は提出不要)

イ 飼料作物及び堆肥がそれぞれ提供されたことを証する書類の提出する必要があります。



注10 多年生牧草の作付にあたり、新たには種する場合は「」を記入してください。

は種の有無により交付金額が異なります。なお、は種の実施確認のため種子購入伝票の提出が後日必要となりますので、必ず保管してください。

なお、種子毎に設定されている適正は種量が順守されない場合は、は種とは認められません。作物別の適正は種量は地域普及センターへお問合せください。

は種	3.5万円/10a
未は種	1万円/10a

注11 畑地化促進事業への申請を希望する場合は該当するほ場全てに「」を記入してください。

畑地化促進事業には条件がありますので、経営所得安定対策等交付金申請における留意事項を確認してください。

注12 令和8年度から新たには場の貸借又は売買を行う場合は、「地名・地番」を記入のうえ、貸借状況、相手方の住所・氏名を必ず記載してください。貸し又は売却により営農をしないほ場も必ず報告してください。ただし、貸借状況が令和7年度から変更がない場合、「貸借売買等」、「相手方の住所」、「相手方の氏名」の記入は不要です。

「貸借売買等」の列には、次のとおり記載してください。

区分	1	2	3	4	5	6
状態	貸し	借り	売却	購入	返却した	返却された